

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第16号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1) [略] (2) [略] (3) <u>公益財団法人岩手県国際交流協会</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) <u>公益財団法人岩手県体育協会</u> (14) <u>公益財団法人岩手県文化振興事業団</u> (15) <u>公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u> 2～4 [略]	(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 <u>(1) 公益財団法人さんりく基金</u> <u>(2) 公益財団法人岩手県国際交流協会</u> <u>(3) 公益財団法人岩手県文化振興事業団</u> <u>(4) 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u> <u>(5) 公益財団法人岩手県体育協会</u> (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] 2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。